

## 生活保護費（家族介護料加算）に関する追加支給について

令和 6 年 10 月 12 日付で報道提供を行いました生活保護費の加算（家族介護料加算、障害者加算、母子加算）漏れによる行政不服審査請求への本市対応において、追加支給した 50 世帯 52 名に対する令和 5 年 10 月以前の家族介護料加算の支給の精査が完了しました。精査の結果、48 世帯 50 名が対象者と判明しました。これらの方に対し、追加支給を行います。

また、当該対応以前から既に家族介護料加算を認定していた 16 世帯 16 名（令和 6 年 3 月時点）及び過去（平成 31 年 1 月～令和 6 年 10 月）に生活保護を受給していた既に廃止（転出者含む）となった方（以下、生活保護を廃止等となった方）に対しても認定が必要な期間がないかを調査する必要があると判断し調査を実施したところ、計 15 世帯 15 名の方に遡って支給しなければならないことが判明しました。これらの方に対しても追加支給を行います。

今回、新たに家族介護料加算の認定となり追加支給が必要となった方々に対し、深くお詫び申し上げます。生活保護費を数年にわたり遡って支給するような事態を重く受け止め、再発防止に努めます。

### 1 経過

- 令和 6 年 3 月 29 日、家族介護料加算の算定にあたって、各区で基準が異なっている事態を是正するため、統一的な考え方で手続きを行うことができる基準を策定。以降、新たな基準で受給者に対して必要な方への加算手続きを開始。
- 令和 6 年 8 月までに、各区生活援護課で調査を行い、50 世帯 52 名に対し、令和 5 年 11 月以降の家族介護料加算を認定し支給。
- 令和 6 年 10 月 10 日、本市在住の生活保護受給者 1 名の代理人が生活保護費の加算（家族介護料加算、障害者加算、母子加算）漏れに関し、大阪府知事に対する審査請求書を本市へ提出。
- 令和 6 年 10 月 12 日付の報道提供資料において、新たに認定した 50 世帯 52 名に遡及限度を 5 年とし、通知に基づく家族介護料加算の要件を満たした時点から家族介護料加算を認定し支給することを公表。
- 各区生活援護課において 50 世帯 52 名の家族介護料加算の要件をどの時点で満たしていたのか、受給者への聴き取り調査を実施。令和 6 年 11 月 1 日までに聴き取り調査を完了。その後、それぞれの対象者ごとに通知に基づく家族介護料加算の要件を満たした時期の精査を完了。
- 上記の調査と併せ、基準を策定した旨の通知を発出する以前から、既に家族介護料加算を認定していた 16 世帯 16 名（令和 6 年 3 月時点）及び過去に生活保護を廃止等となった方に対して、平成 31 年 1 月から令和 6 年 10 月までの間に通知に基づく家族介護料加算の認定が必要な期間がないかの追加調査を実施（保管している資料などを確認し調査するほか、聴き取りが可能な方は聴き取りを実施）。

## 2 結果

- (1) 新たに家族介護料加算を認定した 50 世帯 52 名に対する精査結果（対象期間：平成 31 年 1 月～令和 5 年 10 月）

遡及支給対象者	: 50 名
遡及金額合計	: 29,219,622 円
※一人当たりの支給金額は遡及対象期間により異なる（25,520 円～722,380 円）	

（※支給対象とならなかった 2 名はいずれも令和 5 年 11 月以後の受給対象となった方。）

- (2) 上記調査に加えた追加調査結果（対象期間：平成 31 年 1 月～令和 6 年 10 月）

▶既に家族介護料加算を認定していた 16 世帯 16 名に対する調査結果

遡及支給対象者	: 4 名
遡及金額合計	: 1,265,300 円
一人当たりの支給金額は遡及対象期間により異なる（148,200 円～646,600 円）	

▶過去に生活保護を廃止等となった方に対する調査結果

遡及支給対象者	: 11 名
遡及金額合計	: 2,943,677 円
一人当たりの支給金額は遡及対象期間により異なる（24,900 円～574,710 円）	

## 3 今後の対応

- 現在受給中の方に対しては、令和 6 年 11 月中に支給決定処理を完了させ、12 月中に振込などによる支給を行います。
- 現在廃止等されている方に対しては、支給口座の確認のための連絡を行った上で、順次、支給を行います。

問 い 合 わ せ 先	担 当 課：健康福祉局 生活福祉部 生活援護管理課 電 話：072-228-7412 ファックス：072-228-7853
----------------------------	---------------------------------------------------------------------